

2014長野県人事委員会勧告に対する地公労声明

長野県人事委員会は、本日、月例給平均を 0.27%、一時金の支給月数を 0.15 月引き上げ、4.10 月とするなどの本年の勧告を行った。

月例給は、963 円、0.25%、一時金は 0.17 月分と、公民較差がともに民間よりも低いとされたため、全職員がプラスとなる勧告となった。

しかし、組合が勧告しないよう強く求めてきた「給与制度の総合的見直し」という給与削減の勧告も行った。ただし、人事委員会は制度は国に準ずるが給与水準は県内の状況を反映した立場で勧告した。給料表は、国の構造に準拠するが、本県の民間給与の水準と均衡している本年の改定後の給与水準を一定程度配慮するとした。また、地域手当は全県一律を継続し、段階的に 1.5%から 2.0%(来年度は 1.8%)に引き上げるとした。内容は不満はあるものの、全て人事院勧告に準ずるものではなく本県の実情を勘案した内容となっている。

50 歳台後半層に対する昇給・昇格制度の見直しは、「本県の昇給制度の運用が国と異なっていること等に配慮し、勤務成績が良好な場合の昇給号俸数を 1 号俸とする」とした。勧告されたことは残念であるが、昇給停止を回避したことは、一定の評価ができる。

また、給与構造改革期間中の昇給抑制の回復についてふれなかったのは残念であるが、今後、労使交渉に委ねる姿勢を示したものと受け止められる。

地公労は、8 月 7 日に人事院勧告が出されて以降、労働基本権制約の代償機関として人事委員会の果たすべき役割を踏まえながら、2014 年の人事委員会勧告にあたっては、主体的な勧告を行い、職員の生活を維持・改善するための賃金水準を確保することを求めてきた。

今回、県人事委員会が、今年の改定は全職員の賃金をプラス改定とし、「給与制度の総合的見直し」及び 50 歳台後半層に対する昇給・昇格制度の見直しも本県独自の措置とするなどしたことは、公正中立な第三者機関として、本県の状況や組合側の主張を一定程度反映した結果ととらえる。これらは全組合員によるはがき行動、要求書・要請書提出交渉、県庁前での総決起集会、地区別学習決起集会等この間の地公労全体での取り組みの大きな成果といえる。

今後は、勧告をふまえた県当局との確定交渉が重要となってくる。

地公労は、人事委員会勧告の改善部分を完全に実施することをもとめるとともに、不利益部分を実施させないように取り組んでいく。報告でもふれられているように深刻な状況にある超過勤務を改善させるため必要な措置をもとめていく。

地公労は、組合員の生活と権利を守り、切実な要求実現のため、引き続き賃金確定闘争に全力をあげて取り組むものである。

2014年10月17日

長野県地公労共闘会議

議長 細尾俊彦

(長野県地公労共闘会議：県職労、県教組、高教組、企業局労組)